

世界馬術選手権大会(2010/ケンタッキー)およびアジア競技大会(2010/広州) 障害馬術競技 代表人馬選考基準

標記大会の代表人馬の選考にあたっては、選考競技会の結果をもとにオリンピック等対策委員会(以下「委員会」という。)で選考し、理事会の承認をもって決定する。選考の方法については以下の手順に従って実施する。

1. 選考競技会の開催

2010年4月時点で2010年世界馬術選手権大会(以下WEGという。)およびアジア競技大会(以下AGという。)選考競技会への参加希望が各5名以上あった場合、2010年6月にドイツにおいてWEGおよびAGの代表人馬選考のための競技会を行う。(日程は調整中、決定しだい当連盟Webサイトに発表する。)

選考競技会は、日馬連独自の競技会として実施する。FEIの承認が得られれば、第1競技は、WEG個人出場資格をクリアできる競技基準で実施する。その場合、この競技において、減点8以内で完走した人馬は、WEG個人出場基準をクリアしたこととなる。

【選考競技会を実施しない場合】

- (1) 申し込み締め切りの時点で、WEG選考競技会参加申し込みが4選手以内の場合、選考競技会を開催せず、WEG個人出場資格を取得した人馬をWEG代表として内定する。欠員がある場合は、WEG個人出場資格を取得した選手の中から、WEG参加申し込み締め切り期限もしくは検疫手続き期限のいずれかの早い時点までに、それまでの競技成績を評価し、補充する場合がある。
- (2) 申し込み締め切りの時点で、AG選考競技会参加申し込みが4選手以内の場合、選考競技会を開催せず、2009年以降に開催されたCSIの150cm以上のクラス(CSI-W予選リーグを含む)で減点8以内の成績を得た人馬および同じ期間の全日本障害馬術選手権競技最終日の第1回目走行で減点8以内の人馬の成績と現在の状態を審査・勘案して、代表人馬を選考する。

2. 選考競技会の概要

(1) 参加条件

- ① 日本馬術連盟およびFEIに登録のある選手(18才以上)と馬匹とする。ただし、第2競技に出場する馬匹は9才以上、第3競技に出場する馬匹は8才以上であることを要す。
*申し込みの時点でFEI登録のない選手もしくはJEF騎乗者資格A級を持たない選手は、選考競技会参加申し込みの時点で申請することができる。
- ② 2009年以降に開催されたCSIの150cm以上のクラス(CSI-W予選リーグを含む)で減点8以内の成績を得た人馬および同じ期間の全日本障害馬術選手権競技最終日の第1回目走行で減点8以内の人馬とする。

(2) 競技方法

- ① 過去に開催された WEG または AG と同等レベルの競技とする。
- ② 競技は、2 回走行競技で実施し、合計減点の少ない人馬を上位とする。
- ③ FEI 障害馬術規程第 8 章 245 条 1 項では、第 1 位で同点となった選手のみジャンプオフに出場すると記載されているが、順位を明確にした選考とするため、1 位から 5 位までの順位で同点となった場合は、それぞれの順位決定のためのジャンプオフを行う。6 位以下で同点の場合は、第 1 回目走行におけるタイムの早い人馬を上位とする。
- ④ 競技の前に出場馬のインスペクションを実施する。
- ⑤ 選考競技会期間中に出場馬を対象として「ドーピング防止および薬物規制規程 (JADMC)」第 21 条または FEI-EADMC 規程に則ったドーピング検査を実施することがある。

(3) 日程等

	午前	午後
第 1 日	打ち合せ	フレンドシップ-1
第 2 日	第 1 競技 FEIトライアウト	
第 3 日	第 2 競技 WEG 選考競技 第 1 回目走行	第 2 回目走行
第 4 日		
第 5 日	打ち合せ	フレンドシップ-2
第 6 日	第 3 競技 AG 選考競技 第 1 回目走行	第 2 回目走行

フレンドシップ-1

個数: 10 障害以内 高さ: 150cm 以内
幅: 160cm 以内 水濠幅: 350cm 以内
2 分以内の自由経路
◎ 出場制限または出場義務なし。

第 1 競技 FEIトライアウト

FEI 規程第 236 条 237 条 238 条 2.2
速度: 分速 400m 以内 距離: 800m 以内
個数: 12 障害以内 高さ: 160cm 以内
幅: 180cm 以内 水濠幅: 350cm 以内

- ◎ 出場制限なし。
- ◎ 減点 8 以内で完走した人馬は WEG の出場資格を得ることができる。
- ◎ WEG 有資格人馬は、第 1 競技に出場しなくても第 2 競技に進むことができる。
- ◎ AG のみを選択する人馬は、出場しなくても第 3 競技に進むことができる。

第 2 競技 WEG 選考競技(2 回走行)

FEI 規程第 236 条 273 条 1, 2.1, 3.1, 4.2

速度: 分速 400m 以内 距離: 800m 以内

個数: 12 障害以内 高さ: 160cm 以内

幅: 180cm 以内 水濠幅: 350cm 以内

- ◎ WEG 個人資格のある人馬だけ(第 1 競技で減点 8 以内の人馬を含む)が出場できる。

フレンドシップ-2

個数: 10 障害以内 高さ: 145cm 以内

幅: 160cm 以内 水濠幅: 350cm 以内

2 分以内の自由経路

- ◎ 出場制限または出場義務なし。

第 3 競技 AG 選考競技(2 回走行)

FEI 規程第 236 条 273 条 1, 2.1, 3.1, 4.2

速度: 分速 400m 以内 距離: 800m 以内

個数: 12 障害以内 高さ: 145cm/150cm 以内

幅: 180cm 以内 水濠幅: 350cm 以内

- ◎ 出場制限なし。

3. 選考方法

A. WEG 代表人馬の選考

- (1) 第 2 競技の成績によって、4 組の代表人馬及び 1 組の補欠人馬を選考する。
- (2) 複数の馬で出場する選手については、最上位の組み合わせをもって順位とし 2 頭目以下については、その成績が補欠人馬より上位の場合に限り予備馬とすることができる。代表馬に事故あるときは、予備馬は補欠人馬に優先する。

B. AG 代表人馬の選考

- (1) 第 2 競技の成績によって、最大 2 組の代表人馬を選考する。
- (2) 第 3 競技の成績によって、おおむね 2 組の代表人馬を選考する。
- (3) 複数の馬で出場する選手については、最上位の組み合わせをもって順位とし 2 頭目以下については、その成績が補欠人馬より上位の場合に限り予備馬とすることができる。代表馬に事故あるときは、予備馬は補欠人馬に優先する。
- (4) 第 2 競技および第 3 競技の成績をもって委員会の審査により補欠人馬を選考する。補欠人馬は序列をつけて複数頭選考することがある。

- (5) 選考競技会における減点が著しく多い人馬については順位が上位であっても、委員会がメダル獲得の可能性が低いと判断した場合は、過去の実績を比較の上、国内の成績優秀な人馬を代表として決定することがある。

C. WEG および AG 共通事項

- (1) 委員会が必要と判断した場合は、代表および補欠となった馬の獣医検査および「ドーピング防止および薬物規制規程(JADMC)」第 22 条第 4 項の選考補助検査を実施することがある。なお、検査結果によっては、補欠人馬との入れ替えを行うことがある。
- (2) 代表人馬となった場合であっても、その後の競技会での成績が下降している人馬、あるいは獣医師が競技を行うには健康状態が十分でないと診断した場合は補欠人馬と入れ替えを行うことがある。
- (3) 補欠人馬の期限あるいは選手の予備馬の扱いについては、OC からの輸送計画が出されていないため、別途通知する。

4. 予備登録および申込み

- (1) 参加意思がある選手は、2009 年 12 月末日までに予備登録すること。
*予備登録選手および関係者を対象に 2010 年 1 月または 2 月に説明会を開催する。
- (2) 2010 年 4 月 1 日から 10 日を募集期間として人馬による参加申し込みを受け付ける。
- (3) 申し込みは、参加申込書に必要事項を記載し、下記あてに郵便で送付すること。なお、参加申し込みの様式は JEF ウェブサイトからダウンロードすること。

104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館

社団法人日本馬術連盟 業務課 WEG/AG(障害)係

5. ケンタッキーまたは広州(以下「開催地」という)への輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩させるのは代表馬のみとし、補欠馬は開催地への輸出検疫の対象としない。なお、代表選手の予備馬の検疫所への入所については、すべての経費および責任を選手が負担する場合に限り認める。ただし、開催地への輸送は行わない。
- (2) 輸出入検疫に関わる施設及び検査経費は連盟が負担する。
- (3) 競技場における飼料は出発地から持ち込まず現地での調達を原則とし、現地調達飼料の経費は連盟が負担する。特別な飼料を持ち込む場合は各自の責任により手配すること。
- (4) 検疫所から開催地および開催地から自厩舎への馬輸送費用は連盟の負担とする。なお、原則として馬は出発地に戻るものとする。
- (5) 選手および馬管理者 1 名の活動拠点と開催地間の旅費および開催地での滞在経費(対象競技期間中)は連盟が負担する。
- (6) 上記以外の諸経費は選手の負担とする。
- (7) 検疫所への入所前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。

6. その他

- (1) 日本で開催された競技会で参加条件を満たした人馬(1ページの 2.(1)②参照)が、この

選考競技会に出場するために日本からドイツに輸送し出場した場合、輸送の往路につき補助金(定額)を支給する。

- (2) 選考競技会参加における選手および選手関係者の宿舎は紹介するが、各自で手配すること。
- (3) 選考競技会のための馬の輸送および選手の移動は、各自の責任において実施すること。
- (4) 選手は、活動を中断あるいは停止することとなった場合、医師あるいは獣医師の診断書を添えて障害馬術本部に提出すること。
- (5) 代表人馬となった場合であっても、獣医師の診断等を基に、監督が馬匹の健康状態に不安があると判断した場合は、補欠人馬と入れ替えを行う場合がある。
- (6) 「JEF ナショナルチームの行動指針」に反する行為があった場合は、選考競技会の結果に関わらず資格を取り消す場合がある。
- (7) 補欠人馬との入れ替えおよび欠員補充等については、監督の判断を基に委員長の承認を得て行うものとする。